

昭和四十三年運輸省令第五十八号

大気汚染防止法第二条第十七項の自動車及び原動機付自転車を定める省令
大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七条）第二条第六項の規定に基づき、大気汚染防止法第二条第六項の自動車を定める省令を次のように定める。

第一条 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七条）第二条第十七項の規定に基づき、大気汚染防止法第二条第六項の自動車を定める省令を次のように定める。

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七条）第二条第十七項の規定に基づき、大気汚染防止法第二条第六項の自動車を定める省令（以下「法」という。）第二条第十七項の環境省令で定める自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車で、あつて、ガソリン、軽油又は液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とするものとする。

法第二条第十七項の環境省令で定める原動機付自転車は、ガソリンを燃料とする原動機付自転車とする。

この省令は、大気汚染防止法の施行の日（昭和四十三年十二月一日）から施行する。

附 則（昭和四五年七月一三日運輸省令第六四号）

この省令は、昭和四十五年八月一日から施行する。

附 則（昭和四六年七月一四日総理府令第四一号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年三月一九日総理府令第七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二七日総理府令第一号）

この府令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年八月一四日総理府令第一号）

この府令の施行の日の前日において從前の環

境庁の臨時水俣病認定審査会の委員である者の任期は、第一条の規定による廃止前の臨時水俣病認定審査会の組織等に関する總理府令第二条の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成一三年八月三日環境省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年五月二七日環境省令第一三号）

この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月一四日環境省令第二六号）

この省令は、平成二十七年六月二十四日から施行する。

附 則（令和二年一〇月一五日環境省令第二五号）

（施行期日）

この省令は、平成二十七年六月二十四日から施行する。

附 則（令和三年四月一日環境省令第一号）

（施行期日）

この省令は、平成二十七年六月二十四日から施行する。

附 則（令和三年四月一日環境省令第一号）

（施行期日）

この省令は、平成二十七年六月二十四日から施行する。

附 則（令和四年十月一日環境省令第一号）

（施行期日）

この省令は、平成二十七年六月二十四日から施行する。

附 則（令和五年十月一日環境省令第一号）

（施行期日）

この省令は、平成二十七年六月二十四日から施行する。

様式第三の四による届出書によつてすることができる。